

改正案	現行
<p>別紙3 無線従事者関係審査基準</p> <p>2 無線従事者養成課程</p> <p>(1) 申請者は、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p><u>ウ 登録点検事業者であつて、無線設備等の点検の事業を行うため、その養成課程に係る資格の無線従事者の養成を必要とする者</u></p> <p>(2) <u>申請者が養成課程の実施に係る業務以外の業務を行っている場合には、次の条件に適合するものであること。</u></p> <p>ア <u>当該養成課程に係る資格の無線従事者が操作を行うことができる無線設備の製造業者、輸入業者又は販売業者（以下「無線設備製造業者等」という。）でないこと（(1)のアの場合に限る。）。</u></p> <p>イ <u>当該養成課程の実施に係る業務以外の業務を行うことによつて特定の者に対し不当な差別的取扱いをする等養成課程の実施に係る業務が不公正になるおそれがないこと。</u></p> <p>(3) <u>(1)のアの場合において、申請者が学校教育法第1条の学校であるときは、電気通信又は船舶若しくは航空機の運行に関する教育課程を設置するものであり、かつ、次の条件に適合するものであること。</u></p>	<p>別紙3 無線従事者関係審査基準</p> <p>2 無線従事者養成課程</p> <p><u>(1) 養成課程そのものが営利を目的として実施されるものでないこと。</u></p> <p><u>(2) 申請者は、次のいずれかに該当する者であること。</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(3) <u>(2)のアの場合において、申請者が学校教育法第1条の学校であるときは、電気通信又は船舶若しくは航空機の運行に関する教育課程を設置するものであり、かつ、次の条件に適合するものであること。</u></p>

ア～ウ (略)

(4) (1)のアの場合において、申請者が学校教育法第 124 条及び第 134 条第 1 項の学校であるときは、当該学校の設立の目的に、申請された養成課程に係る資格の無線従事者の養成の業務が含まれており、かつ、(3)のイ及びウの条件に適合するものであること。

(5) (1)のアの場合において、申請者が学校等(学校教育法第 1 条、第 124 条及び第 134 条第 1 項の学校を除く。)であるときは、電気通信又は船舶若しくは航空機の運行に関する教育課程を設置するものであり、かつ、(3)のイ及びウの条件に適合するものであること。

(6) 申請者又はその代表者は、次のいずれかに該当するものでないこと。ただし、情状を酌量することが適当であると認められる者(認定の取消しの処分を受けた認定施設者を除く。)については、この限りでない。

ア 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

イ・ウ (略)

(7) 管理責任者は、次の条件に適合するものであること。

ア～ウ (略)

(4) (2)のアの場合において、申請者が学校教育法第 124 条及び第 134 条第 1 項の学校であるときは、当該学校の設立の目的に、申請された養成課程に係る資格の無線従事者の養成の業務が含まれており、かつ、(3)のイ及びウの条件に適合するものであること。

(5) (2)のアの場合において、申請者が学校等(学校教育法第 1 条、第 124 条及び第 134 条第 1 項の学校を除く。)であるときは、電気通信又は船舶若しくは航空機の運行に関する教育課程を設置するものであり、かつ、(3)のイ及びウの条件に適合するものであること。

(6) 申請者は、次のいずれかに該当するものでないこと。ただし、情状を酌量することが適当であると認められる者については、この限りでない。

ア 罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

イ・ウ (略)

エ 法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、しばしば行政指導を受けたことのある者であって、改しゅんの情が顕著でない者

(7) 管理責任者は、次の条件に適合するものであること。

ア (略)

イ 申請者又は申請者と雇用契約を締結した者であること。

ウ (6)のアからウまでのいずれかに該当する者 (情状を酌量することが適当であると認められる者を除く。) 又は次のいずれかに該当する者 ((1)のアの場合に限る。) でないこと。

(ア) 無線設備製造業者等を親法人 (会社法第 879 条第 1 項に規定する親法人をいう。) とする株式会社の役員又は職員

(イ) 役員 (持分会社 (会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。) にあつては、業務を執行する社員。(ウ)において同じ。) に占める無線設備製造業者等の役員又は職員の割合が 2 分の 1 を超えている法人の役員又は職員

(ウ) 無線設備製造業者等の役員又は職員

(8)～(11) (略)

(12) 講師は、次のいずれかに該当する者 ((6)のアからウまでの一に該当する者 (情状を酌量することが適当であると認められる者を除く。)を除く。)であること。

ア・イ (略)

(13) 従事者規則第 21 条第 1 項第 7 号の規定により、総合通信局長が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、教室の収容人員が十分であるほか、講師一人当たりの養成人員は、60 人以下であること。

(14)・(15) (略)

(16) 修了試験問題の作成方針及び管理方法は、次の条件に適合す

ア (略)

イ (6)のアからエまでの一に該当する者 (情状を酌量することが適当であると認められる者を除く。) でないこと。

(8)～(11) (略)

(12) 講師は、次のいずれかに該当する者 ((6)のアからエまでの一に該当する者 (情状を酌量することが適当であると認められる者を除く。)を除く。)であること。

ア・イ (略)

(13) 講師一人当たりの履修者数は、60 人以下であること。

(14)・(15) (略)

ものであること。

ア 修了試験問題は、作成から試験実施までの間、適切に管理されるとともに、授業において、修了試験問題が特定されないようにするものであること。

イ 修了試験前に模擬試験を行う場合は、当該模擬試験から修了試験問題が特定されないようにするものであること。

ウ 申請者が過去に養成課程を実施している場合、修了試験問題が実施済みの修了試験によって容易に推定されないようにするものであること。

エ 修了試験問題の作成について、養成課程の種別に応じた講師の要件に合致する者、学校等において電気通信に関する科目を担当する教員の経験がある者、過去に試験問題の作成の業務に携わったことがある者等専門家が適切に関与するものであること。

(17)～(19) (略)

(20) 選抜試験問題の作成及び管理方法は、次の条件に適合したものであること。

ア 選抜試験問題は、作成から試験実施までの間、適切に管理されたものであること。

イ 申請者が過去に選抜試験を実施している場合、選抜試験問題が実施済みの選抜試験において出題した選抜試験問題から容易に推定されないようにしたものであること。

ウ 選抜試験問題の作成について、養成課程の種別に応じた講師

(16)～(18) (略)

の要件に合致する者、高等学校又は中等教育学校の電気又は電気通信に関する科目を担当する教員の経験がある者、過去に試験問題の作成の業務に携わったことがある者等専門家が適切に関与したものであること。

(21) (略)

(22) 養成課程の実施に係る業務の一部を委託により行う場合は、当該業務の一部を委託して行わせる者及びその委託して行わせる業務の範囲が明確にされているものであること。

別表 2 - (3) (2の(18)関係)

(略)

別表 2 - (4) (2の(19)関係)

(略)

3 無線従事者長期型養成課程

(1)・(2) (略)

(3) 代表者、管理責任者又は講師は、次のいずれかに該当するものでないこと。ただし、アからウまでに該当する者であって情状を酌量することが適当であると認められる者(代表者が認定の取消しの処分を受けた認定施設者である場合を除く。)については、この限りでない。

ア 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行

(19) (略)

別表 2 - (3) (2の(17)関係)

(略)

別表 2 - (4) (2の(18)関係)

(略)

3 無線従事者長期型養成課程

(1)・(2) (略)

(3) 代表者、管理責任者又は講師は、次のいずれかに該当するものでないこと。ただし、アからウに該当する者であって情状を酌量することが適当であると認められる者については、この限りでない。

ア 法第9章に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終

<p>を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年 を経過しない者 イ・ウ (略)</p> <p>(4)～(11) (略)</p>	<p>わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経 過しない者 イ・ウ (略) <u>エ 法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反 して、しばしば行政指導を受けたことのある者であって、改し ゆんの情が顕著でない者</u></p> <p>(4)～(11) (略)</p>
---	---